

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起きは、その翌日  
が休日になると、  
の翌日)

## 告示

### 鳥取県告示第七百七号

健康保険法(大正十一年法律第七十号)第四十三条ノ五第一項の規定により、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令(昭和三十二年政令第八十七号)第九条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県知事 石破二朗

氏名	住所	登録の記号	登録の年月日
米田 春毅	東伯郡羽合町長瀬一九五〇	一、二八六	昭和四十二年十月三十日

### 鳥取県告示第七百八号

飼料の品質改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)第二十一條第一項の規定に基づき、昭和四十二年九月に収去した飼料の分析検査の概要を、同法同条第四項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県知事 石破二朗

- ◆公 告
- 農業改良普及員資格試験及び生活改良普及員資格試験の合格者

字の区域を変更する旨の届出

土地改良事業の認可  
土地改良事業計画の認可  
止地改良区の定款の変更の認可  
道路の指定の廃止

県営土地改良事業計画の決定

分數人が共同して行なう土地改良事業の施行に係る換地処  
土地改良事業計画の認可

健康保険法による保険医の登録  
飼料の分析検査の概要  
解除予定の保安林

目 次

登録飼料 製造事業場の所在地及び名称 飼料名	登録番号	検査結果				収支表年月日 その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗纖維	粗灰分	
広島市出島町12の1番地 船入運工株式会社						昭和42年9月6日 鳥取市吉方 因伯通運倉庫
ヒノマル完全配合飼料若肉鶏前期用 プロイラーA	4,914	20.0 20.8	3.0 4.1	6.0 2.3	9.0 7.4	
ヒノマル完全配合飼料若肉鶏用 プロイラーB	4,048	19.0	3.0	6.0	9.0 6.5	
ヒノマル完全配合飼料若肉鶏用 プロイラーC	4,049	17.0 20.2	3.0 3.7	6.5 3.5	9.0 8.0	
神戸市垂水区小野浜町1番地の1地先 日清製粉株式会社神戸飼料工場						昭和42年9月5日 岩美郡岩美町大字浦富1436の1 加藤商事有限公司
日清印成鶏用完全配合飼料 ニューレグホントツ	4,578	17.0 17.9	2.5 3.2	6.0 2.9	11.0 10.2	
日清印成鶏用完全配合飼料 大雑用	3,429	14.0 15.4	3.0 3.0	7.0 3.5	10.0 7.5	
玉野市築港5967番地 中国飼料合資会社						昭和42年9月6日 鳥取市東品治町弥生橋詰 戸田商店
カネニ印完全配合飼料中雑用	3,003	17.0	3.0	7.0	10.0	
カネニ印完全配合飼料大雑用	3,004	14.0 15.4	3.0 3.4	7.0 4.0	10.0 6.8	
カネニ印完全配合飼料成鶏採卵用 A号マッシュ	5,412	17.0 18.9	2.5 3.4	7.0 2.3	11.0 10.8	
三原市木原町1501の9 日和産業株式会社三原工場						昭和42年9月6日 鳥取市吉方789
マルヒ印完全配合飼料ホープ	4,685	17.0 17.0	2.5 3.4	7.0 3.3	11.0 9.7	東部米穀飼料協同組合倉庫
尼崎市西高洲町27番地 東急エビス産業株式会社関西工場						昭和42年9月6日 鳥取市東品治町104 伊吹肥料本店倉庫
エビス印完全配合飼料成鶏用 黄マッシュ	5,425	15.0	2.5	7.0	11.0	粗たんぱく質不足、粗灰分過剰
神戸市兵庫区明治通3丁目20番地 兼三株式会社飼料工場						昭和42年9月6日 鳥取市東品治町104 伊吹肥料本店倉庫
マルマス印完全配合飼料成鶏用 タカラマッシュ	5,311	17.0 17.9	3.0 4.0	7.0 3.6	11.0 10.6	

(備考) 検査結果の成分検査の欄中上段は保証成分量を示し、下段は分析結果を示す。「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗纖維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示す。

01044

第3886号 (第三種郵便物認可)

昭和42年11月14日 火曜日 報公県取鳥

## 非登録飼料

製造事業場の所在地及び名称 飼料	表示区分	検査結果				収支年月日	その他特記すべき事項
		粗たん白質	粗脂肪	粗纖維	粗灰分		
鳥取市湯所町2丁目143 倉谷魚粉製造所	票	45.0 46.9	3.0	28.0	30.0	昭和42年9月5日	
純魚粉飼料用45魚粉	票	50.0 51.2	2.6	28.0	25.3		
純魚粉飼料用50魚粉	票	51.2	2.6	28.0	25.3		
鳥取市駅南工場地帯 中嶋精麦株式会社駅南工場	票	15.3		4.8		昭和42年9月5日	
優良麦糠				2.7			
マイロ麦ぬか混合飼料		8.2		2.7			
粉 碎 麦		9.0		2.7			
神戸市兵庫区東出町2丁目153番地 神戸くみあい飼料株式会社	表	18.0 18.4	2.5 3.3	4.0 1.0	8.0 4.8	昭和42年9月6日 鳥取市吉方 因伯通運倉庫	
くみあいブーレットB	表	15.0	2.0	6.0	7.0		
くみあいブーレットC	表	16.7	2.9	2.6	5.5		
くみあいモーレットB	表	22.0	3.0	4.0	8.0		
くみあい配合飼料若牛肥育用 キンシグヒーフ前期	表	22.7 15.0	4.3 2.0	2.1 9.0	4.7 9.0		
神戸市兵庫区梅ヶ香町 兼三増田製粉株式会社	マルマス印二種混合	16.0 10.4	4.3 3.7	5.2 昭和42年9月5日 岩美郡岩美町大字浦富1436の1 加藤商事有限会社	7.0		
神戸市兵庫区御崎本町3丁目68 日和産業株式会社神戸工場	表	17.0 17.9	2.5 3.3	7.0 4.5	11.0 10.2	昭和42年9月6日 鳥取市吉方789 東部米穀卸協同組合倉庫	
マルヒ印一號成飼用完全配合飼料							
倉敷市浜町55 平松米肥料株式会社	票	36.4			30.0 25.8	昭和42年9月6日 鳥取市吉方789 東部米穀卸協同組合倉庫	
特種動物性蛋白質魚粉混合飼料 1号							

(備考) 表示区分の欄中、「表」とあるのは法第15条の2の規定により成分等表示票を附した飼料を「票」とあるのは任意に成分票

を附した飼料を、空白はそれ以外の飼料を示す。  
検査結果の既分の欄中、上段は表示成分量を示し、「粗たん白質」及び「粗脂肪」の欄は「以上」を示し、「粗纖維」及び「粗灰分」の欄は「以下」を示し、下段は分析結果を示す。  
収去年月日その他特記すべき事項の欄中場所の表示のあるものは当該場所において当該飼料を収去したことを示し、場所の表示のないものは当該飼料の製造事業場において収去したことを示す。

### 鳥取県告示第七百九号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律

第一百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡東伯町大字逢束字鈴野一〇七五の一七二

二 保安林として指定された目的

潮害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

### 鳥取県告示第七百十号

次の保安林を解除予定の保安林にしたから、森林法（昭和二十六年法律

第一百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡羽合町大字長瀬字二ノ御建山下一九五三の三（次の図に示す部

分に限る。）

二 保安林として指定された目的

### 飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。）

### 鳥取県告示第七百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第一項の規定に基づき、倉吉市国府二百九十四番地田倉房蔵ほか二十一人が共同して行なう土地改良事業の施行に係る倉吉市国府花寺地区の換地処分があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県告示第七百十二号

昭和四十二年九月十八日付けで淀江町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十二年十一月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
淀江町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

## 鳥取県告示第七百十三号

昭和四十二年八月十七日付けで日野町長から申請のあつた土地改良（農道整備）事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び条例の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十二年十一月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
日野町役場
- 四 異議の申出

- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第七百十四号
- 昭和四十二年九月十六日付けで鳥取市下味野山根一ほか二十四人の者から申請のあつた共同で行なおうとする土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。
- 昭和四十二年十一月十四日
- 鳥取県知事 石 破 二 朗
- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十二年十一月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所
- 四 異議の申出
- 利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。
- 鳥取県告示第七百十五号
- 土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十二年八月十六日付けで鳥取市福井一、一七一番地森本茂ほか十四名の者から申請のあつた県営で行なう土地改良事業に係る土地

改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

二 縦覧に供する期間  
昭和四十二年十一月十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所  
岸本町役場

四 異議の申立て  
利害関係人は、この告示に係る決定に對して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間  
昭和四十二年十一月十五日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所  
鳥取市役所

- 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に對して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

#### 鳥取県告示第七百十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十二年七月八日付で西伯郡岸本町大原五九〇番地野口辰猪ほか十六名の者から申請のあつた県営で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百十八号  
湯山土地改良区から申請のあつた新たに行なおうとする土地改良（農道整備）事業は、土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十二年十一月六日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百十九号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、昭和四十二年七月八日付で西伯郡岸本町大原五九〇番地野口辰猪ほか十六名の者から申請のあつた県営で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

- 一 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書の写し

鳥取県告示第七百十九号  
土地改良法（昭和二十四年法律第二百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、昭和四十二年七月八日付で西伯郡岸本町大原五九〇番地野口辰猪ほか十六名の者から申請のあつた県営で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

基づき、宇野山土地改良区の定款の変更を昭和四十二年十一月六日認可し  
たので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

**鳥取県告示第七百二十号**

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき指定した道路のうち、次の道路の指定を廃止したので、建築基準法施行細則（昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十七号）第十三条の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十四日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の指定の廃止場所	道路の幅員及び延長
鳥取市東品治町三〇四ノ五 仲 野 みつ子	鳥取市田島字見尾杖 一三三の二の一部 " 一三三の三の一部	幅員四・〇〇メートル 延長四四・一〇メートル

区域の変更に係る字の名称	同 上 の 区 域
国府字中屋敷	国府字中屋敷の区域のうち、三〇〇〇の一部、三〇一の一部、 三〇二の一部、三〇三の一部、三〇八の一部以外の区域、國府字法花寺七八二の一部の区域
国府字上屋敷	国府字上屋敷の区域のうち、三〇〇〇の一部、三〇一の一部、 三〇二の一部、三〇三の一部、三〇八の一部以外の区域、國府字法花寺七五六の二の一部、七六〇の一部、 七六一の一部、七六三の一部、七六四の一部の区域
国府字岩屋	國府字岩屋の区域のうち、七一五の一部、七四四の一の一部、 以外の区域、國府字法花寺七五六の二の一部、七六〇の一部、 七六一の一部、七六三の一部、七六四の一部の区域
国府字法花寺	國府字法花寺の区域のうち、七五六の二の一部、七六〇の一 部、七六二の一部、七六三の一部、七六四の一部、七七一の 一部、七八二の二の一部以外の区域、國府字中屋敷三〇三の 一部、三〇四の一部、三〇四の一部の区域、國府字上屋敷三〇〇の一部、 三〇一の一部、三〇一の一部、三〇三の一部、三〇八の一部 の区域、國府字岩屋七一五の一部、七四四の一部の区域

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、倉吉市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月十四日

公 告

昭和42年10月17日から19日まで実施した農業改良普及員資格試験及び生  
活改良普及員資格試験の合格者は、次のとおりである。

昭和42年11月14日

1 烏取県改良普及員資格試験条例（昭和27年12月烏取県条例第59号。以下「条例」という。）第3条第1項第1号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験の合格者

岡 森 榕	裕 原 賢	二	岡 田 忍	田
柄 稔	長 森 長	三	小久江 肇	川 浩
三 俊	川 葵 育	一	赤 田 錠	森 諸
朗 朝	岡 浩 賢	二	井 守 光	辺 賢
幸 英 司	慶 賢	三	上 光 家	淵 賢
利 修	俊 宽	四	耕 利 清	水 謙
治 一	忠 幸	五	井 清 家	繩 田
轄 本	義 人	六	中 谷 省	桑 田
	嚴	七	野 井	竹 本

2 条例第3条第1項第2号に掲げる事項についての農業改良普及員資格試験の合格者

亀 尾 茂

3 条例第3条第1項第2号に掲げる事項についての生活改良普及員資格試験の合格者

椎 木 淑	西 村 朱 美	北 脇 節 子
恵 子	岡 本 雄 子	平 野 英 子
和 田 佳 子		